

平成21年 (ワ) 第745号 地位確認等請求事件

原告: 久木野憲司

被告: 長崎県公立大学法人

原告第6準備書面
(請求の追加的変更)

平成22年9月15日

長崎地方裁判所 民事部2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 木佐 茂 男

同 北爪 宏 明

記

第1 請求の追加的変更

訴状記載の請求の趣旨

- 「1 原告が、被告に対し、平成21年9月15日付停職処分の付着しない労働契約上の権利を有することを確認する。
 - 2 被告は、原告に対し、金11,000,000円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は、被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。」

とあるを

「1 原告が、被告に対し、平成21年9月15日付停職処分の付着しない労働契約上の権利を有することを確認する。

2 被告は、原告に対し、金11,000,000円及びこれに対する本訴状送達の日
の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え

3 被告は、原告に対し、金 [] 円並びに、うち [] 円に対する平成22年3月5日から、うち金 [] 円に対する平成22年3月20日から、うち金 [] 円に対する平成22年4月22日から、うち金 [] 円に対する平成22年5月22日から、うち金 [] 円に対する平成22年6月22日から、うち金 [] 円に対する平成22年7月1日から、うち金 [] 円に対する平成22年7月22日から及びうち金 [] 円に対する平成22年8月21日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は、被告らの負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。」

と請求を追加的に変更する。

第2 追加部分の請求の原因

1 追加部分の請求原因のうち訴状・準備書面と重複する部分（本件懲戒処分の無効等に関する部分等）については、すでに主張しているものを引用する。

2(1) 原告の平成21年9月～平成22年3月までの賃金は次のとおりである。

ア (ア) 毎月の賃金（甲258、当月21日支払、21日が土日祝日の場合は前倒しで支払）

基本給 [] 円（4級49号）

扶養手当 [] 円

通勤手当 [] 円

合計 [] 円

(イ) 平成21年9月分については本来の支払日に全額受領済みである（甲258）。

(ウ) 平成22年3月分については、 [] 円の支払がなされたの

で、[redacted]円が未払いである。

(エ) 平成21年10～12月分、平成22年1～2月分の未払賃金は、各々
[redacted]円である。

イ 平成21年12月分未払賞与（期末手当、勤勉手当）

支払日：12月10日

金額 [redacted]

= [redacted]円

(2) 本件懲戒処分が無効であった場合における平成22年4月以降の賃金

ア 毎月の賃金（当月21日支払）

毎年4月に4号給の昇給があった。しかるに、平成22年4月は、本件懲
戒処分により、4号給の昇給がなされなかった。

基本給 [redacted]円（4級53号）

扶養手当 [redacted]円

通勤手当 [redacted]円

合計 [redacted]円

ところで、平成22年4月以降、給与表が改定されたとのことで、4級
49号を前提として支給されている原告の月額基本給は、[redacted]円
である（扶養手当、通勤手当は同じ）。

したがって、平成22年4月分以降の毎月の給与の未払は各 [redacted]
円である。

イ 平成22年6月分未払い賞与（期末手当、勤勉手当）

(ア) 本来の賞与

支払日：6月30日

金額 [redacted]

= [redacted]円

(イ) 実際に支払われた賞与

支給日：6月30日

金額： [redacted]円

(ウ) 未払い賞与額

[redacted]円 = [redacted]円

- (3) なお、原告において、詳細な賃金規程を持たないので、被告において、上記各月の給与及び賞与の算出のための賃金規程及び通達類の一切を提出されたい。

3 仮処分決定に基づく一部賃金の支払と充当関係

平成22年3月4日、仮処分決定に基づき、[REDACTED]円（一部）の支払がなされた（甲259）。

これを下記のように充当した。

①執行費用

[REDACTED]円

- ②平成21年10月22日～平成22年3月4日までの平成21年10月分の未払い賃金の遅延損害金分

[REDACTED]円

- ③平成21年11月21日～平成22年3月4日までの平成21年11月分の未払い賃金の遅延損害金分

[REDACTED]円

- ④平成21年12月分未払い賞与の遅延損害金分

[REDACTED]円

- ⑤平成21年12月19日～平成22年3月4日までの平成21年12月分の未払い賃金の遅延損害金分

[REDACTED]円

- ⑥平成22年1月22日～平成22年3月4日までの平成22年1月分の未払い賃金の遅延損害金分

[REDACTED]円

- ⑦平成22年2月20日～平成22年3月4日までの平成22年2月分の未払い賃金の遅延損害金分

[REDACTED]円

- ⑧平成21年10月分未払い賃金分

[REDACTED]円

- ⑨平成21年11月分未払い賃金の一部

[REDACTED]円

4 確定遅延損害金

(1) 下記ア～オの平成22年3月5日～同年9月15日までの確定遅延損害金は、次のとおりである。

ア 平成21年11月分未払賃金 [] 円

→ [] 円

イ 平成21年12月分未払賞与 [] 円

→ [] 円

ウ 平成21年12月分未払賃金 [] 円

→ [] 円

エ 平成22年1月分未払賃金 [] 円

→ [] 円

オ 平成22年2月分未払賃金 [] 円

→ [] 円

カ まとめ

[] 円に対する平成22年3月5日～同年9月15日までの確定遅延損害金 [] 円

(2) その他

ア 平成21年3月分未払賃金 [] 円に対する平成22年3月20日～同年9月15日までの確定遅延損害金 [] 円

イ 平成21年4月分～8月分未払賃金各 [] 円に対する各支払日の翌日～平成22年9月15日までの確定遅延損害金は、次のとおりである。

① 4月分： [] 円

② 5月分： [] 円

③ 6月分： [] 円

④ 7月分： [] 円

⑤ 8月分： [] 円

ウ 平成22年6月分未払賞与 [] 円に対する平成22年7月1日～同年9月15日までの確定遅延損害金 [] 円

エ 上記ア～エ確定遅延損害金 合計 [] 円

- 5 よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨第3項記載のとおり支払を求めらる。
- 6 停職処分後の給与・賞与は、停職に伴い昇給がなされなかつたことを前提にこれまで支払がなされている。既に弁済期が来ているものについては、上記のとおり本件で請求し、その他について支払がなされない場合には別訴を提起する予定である。

第3 訴えの利益について

原告は、平成21年9月15日付停職処分の付着しない労働契約上の権利を有することを確認することを求めているところ、今回、未払い賃金（仮処分決定により既払分を除く）につき、請求することとした。

ところが、本件停職処分が付着しているために、原告の賃金には、本来であれば毎年4月に4号給が加算されるどころ、平成22年4月以降、4号給の加算がなされず、現在も加算されていない。そのため、毎月の給与、賞与、退職金にも影響があるため、未払い賃金の請求とは別に上記確認を求める必要性がある。

また、原告の学会等での活動、今後の転職、退職後の再就職等に際し、本件懲戒処分がなされたか否かは重大な影響を及ぼす事項である。

したがって、確認の訴えの部分についても確認の利益がなお存することは明らかである。

以上